

前期模試

労働科目の課題を見つけよう!

社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)



1月号までに学習した労働科目について、早い段階で五肢択一式の形式で到達度をチェックします。模試では毎月の「アウトプット一問一答」「五肢択一式答練」「選択式答練」よりもやや難しく感じるかもしれませんが、得点に一喜一憂する必要はありません。自分の弱点を知り、本試験までの期間にこなすべき課題を見つける材料にして、後半戦に臨みましょう。



(注意)

- ①問題は全部で30問、「**択一式のみ**」で**選択式はありません**。
- ②問題の解答時間は**90分**（1時間30分）です。
- ③「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」の問1から問7までは労働者災害補償保険法及び雇用保険法、問8から問10までは労働保険の保険料の徴収等に関する法律の問題です。
- ④この問題の解答は、**平成29年12月31日**の時点において、**同年4月13日まで**に施行が確定している法令等によります。
- ⑤音声講義は「解答・解説編」から始まり、各科目3問ずつ（計9問）の解説です。

【注意事項】

本模擬試験における出題は、根拠となる法律、政令、省令、告示、通達に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)」をはじめとする東日本大震災に関連して制定、発出された特例措置に係るものは含まれません。

【法令等略記凡例】

試験問題文中においては、下表左欄の法令名等を右欄に示す略称により記載しています。

法令等名称	法令等略称
労働者災害補償保険法	労災保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	労働保険徴収法
住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号法

労働基準法及び労働安全衛生法

- 〔問 1〕 労働基準法の総則等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 労働基準法第1条第1項で「労働者が人たるに値する生活を営むため」とあるのは、労働者本人の生活のみを考えその標準家族の生活までは含めない趣旨である。
 - B 労働基準法第2条第2項では、「労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない」とされており、本項に違反した場合、使用者のみ罰則が科される。
 - C 労働基準法第4条は、女性であることを理由に男性と比較して賃金について差別的取扱いをすることを禁止したものであるが、この「差別的取扱いをする」とは、不利に取扱う場合のみならず有利に取扱う場合も含む。
 - D 労働基準法第5条は、「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない」としているが、この「不当」とは不法なものに限られる。
 - E いわゆる在籍型の出向労働者については、賃金の全額が出向元の使用者において支払われている場合、労働基準法上の使用者としての責任は、すべて出向元の使用者が負うこととなる。
- 〔問 2〕 労働基準法に定める労働契約等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 労働基準法第13条では、「この法律で定める基準に違反する労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による」と、規定している。
 - B 「退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項」について、使用者がこれらに関する定めをしている場合、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対してこれらの事項を明示しなければならない。
 - C 使用者が労働者からの申出に基づき、生活必需品の購入等のための生活資金を貸し付け、その後この貸付金を賃金より分割控除する場合においても、貸付の原因、期間、金額、金利の有無等を総合的に判断して労働することが条件となっていないことが極めて明白な場合には、労働基準法第17条（前借金相殺の禁止）の規定は適用されない。